

群馬県立太田高等学校  
創立130周年記念事業実行委員会会則

第1条 本会は群馬県立太田高等学校創立130周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」と言う。）と称し、事務局を群馬県立太田高等学校内に置く。

【事務局所在地：群馬県太田市西本町12-2】

第2条 実行委員会は、本校創立130周年記念事業として、教育活動の充実・向上を図るため下記の事業を行う。

- 1) 記念式典の挙行
- 2) 記念誌の発行
- 3) 教育助成
- 4) 前各号に付帯する一切の事業

第3条 実行委員会は、本校同窓会代表及び実行委員会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
顧問	1名
副委員長	若干名
委員	若干名
書記	若干名
会計	若干名
監査	若干名

第5条 委員長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれに代わる。

委員は実行委員会の会務を処理する。

書記は実行委員会の会務を記録する。

会計は実行委員会の会計にあたる。

監査は実行委員会の会計監査にあたる。

第6条 実行委員会は第2条の目的達成のため、必要事項を審議し、その議決事項を執行推進する。

第7条 実行委員会の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。

第8条 実行委員会の経費は、寄付金、その他をもって充てる。

付則

- 1 本会の設立は、令和7年4月1日とする。
- 2 本会則は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 本会は、第2条の事業及び活動の終了をもって解散する。